


# 独立監査人の監査報告書

2024年7月17日

特定非営利活動法人アイキャン  
理事会御中

矢崎公認会計士事務所  
東京都江東区

公認会計士

矢崎芽生 

## <財務諸表監査>

### 監査意見

私は、特定非営利活動法人アイキャンの2023年5月1日から2024年4月30日までの2023年度の貸借対照表および活動計算書、並びに財務諸表に対する注記（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報から構成される。その他の記載内容は、この監査報告書の日付より後に私に提供されることが予定されている。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の財務諸表等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表等の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

### 財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められるNPO法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

## <財産目録に対する意見>

### 財産目録に対する監査意見

私は、特定非営利活動法人アイキャンの2024年4月30日現在の事業年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

### 財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

### 財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる NPO 法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

### 利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

# 活 動 計 算 書

(単位:円)

特定非営利活動法人 アイキャン (ICAN)

自 2023年5月1日 至 2024年4月30日

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	136,000	
賛助会員受取会費	512,000	648,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	21,235,798	21,235,798
3 受取助成金等		
受取民間助成金	11,293,262	
受取公的補助金	50,000	11,343,262
4 事業収益		
啓発活動事業収益	11,378,456	11,378,456
5 その他収益		
受取利息	80	
雑収入	182,581	182,661
経常収益計		44,788,177
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	15,381,244	
法定福利費	2,064,390	
福利厚生費	135,276	
人件費計	17,580,910	
(2) その他経費		
期首商品棚卸高	917,114	
仕入高	125,970	
期末商品棚卸高	▲857,373	
会議費	20,767	
旅費交通費	2,136,870	
通信費	625,425	
謝礼金	473,729	
保険料	210,715	
消耗品費	1,319,558	
印刷費	134,187	
水道光熱費	302,305	
支払手数料	721,819	
地代家賃	515,801	
賃借料	120,344	
研修費	6,480	
広告宣伝費	871,355	
諸会費	159,193	
支払報酬料	66,555	
租税公課	51,599	
修繕費	89,462	
業務委託費	11,515,644	
現地活動費	7,377,624	
建設活動費	432,354	
減価償却費	640,655	
雑費	9,685	
出展料	19,000	

その他経費計	28,006,837		
事業費計		45,587,747	
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	2,934,913		
法定福利費	248,886		
福利厚生費	3,574		
人件費計	3,187,373		
(2) その他経費			
旅費交通費	93,064		
通信費	139,769		
謝礼金	6,780		
保険料	19,167		
消耗品費	34,702		
印刷費	8,098		
水道光熱費	13,849		
支払手数料	154,967		
地代家賃	115,581		
賃借料	496		
研修費	1,130		
広告宣伝費	248,718		
諸会費	45,200		
支払報酬料	539,000		
租税公課	4		
修繕費	4,224		
業務委託費	338,097		
雑費	2,827		
為替差損	92,114		
その他経費計	1,857,787		
管理費計		5,045,160	
経常費用計			50,632,907
当期経常増減額			▲5,844,730
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期経常増減額			▲5,844,730
法人税、住民税及び事業税			71,000
当期正味財産増減額			▲5,915,730
前期繰越正味財産額			11,045,471
次期繰越正味財産額			5,129,741

# 貸 借 対 照 表

(単位:円)

特定非営利活動法人 アイキャン (ICAN)

2024年4月30日現在

科 目	金 額		
<b>1. 資産の部</b>			
流動資産			
現金預金	10,636,125		
棚卸資産	857,373		
貯蔵品	704,499		
立替金	10,259		
仮払金	42,580		
前払金	173,492		
前払費用	164,889		
未収入金	1,708,513		
預け金	135		
流動資産 計		<b>14,297,865</b>	
固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	1		
工具器具備品	1,283,235		
(2)投資その他の資産			
保証金	26,600		
固定資産 計		<b>1,309,836</b>	
<b>資産 合計</b>			<b>15,607,701</b>
<b>2. 負債の部</b>			
流動負債			
未払金	807,580		
未払費用	1,262,104		
預り金	33,108		
前受金	5,904,168		
未払法人税	71,000		
流動負債 計		<b>8,077,960</b>	
固定負債			
長期借入金	2,400,000		
固定負債 計		<b>2,400,000</b>	
<b>負債 合計</b>			<b>10,477,960</b>
<b>3. 正味財産の部</b>			
正味財産			
前期繰越正味財産額		11,045,471	
当期正味財産増減額		▲5,915,730	
<b>正味財産 合計</b>			<b>5,129,741</b>
<b>負債及び正味財産 合計</b>			<b>15,607,701</b>

## 財務諸表の注記

### 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法  
棚卸資産の評価基準は原価基準により、評価方法は先入先出法です。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産は、定率法で償却をしています。
- (3) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込経理方式によっています。

### 2. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首 取得価額	取 得	減 少	期末 取得価額	減価償却 累計額	期末 帳簿価額
有形固定資産						
車両運搬具	3,762,950	0	0	3,762,950	△ 3,762,949	1
什器備品						
オープン	2,233,835	0	0	2,233,835	△ 950,600	1,283,235
投資その他の資産						
保証金	500	26,100	0	26,600	0	26,600
合 計	5,997,285	26,100	0	6,023,385	△ 4,713,549	1,309,836

### 3. 使途等が制約された収入の内訳

使途が制約された収入の内訳は以下の通りです。

当法人の正味財産は5,129,741円ですが、その内3,284,214円は指定寄付等の次期繰越分の財産です。従って、使途が制約されていない正味財産は1,845,527円です。

(単位:円)

事業名	交付者	期首残高	当期 増加額	当期 減少額	期末残高	備 考
フィリピン	路上	一般市民等(指定寄付)	638,297	638,297	0	
		(公財)パブリックリソース財団	14,450	14,450	0	
		真如苑	915,967	915,967	0	
	都市貧困	(公財)風に立つライオン基金	1,788,063	1,788,063	0	
		(公財)ウェスレー財団	1,889,262	1,889,262	0	
		一般市民等(指定寄付)	3,000	3,000	0	
		(公財)味の素ファンデーション	3,585,225	3,585,225	0	
子どもの家	一般市民等(指定寄付)	10,807,420	1,937,794	9,461,000	3,284,214	次期繰越。
日本	多文化	(福)中央共同募金会	2,908,084	2,908,084	0	
	能力強化	(公財)電通育英会	62,211	62,211	0	
	国理	岐阜県	50,000	50,000	0	
	子ども(共通)	一般市民等(正会費・賛助会費)	450,000	450,000	0	
合 計		10,807,420	14,242,353	21,765,559	3,284,214	

### 4. 借入金の増減内訳

(単位:円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	0	2,400,000	0	2,400,000

### 5. 役員及びその近親者との取引の内容

給料手当に、使用人兼務役員への支給額が含まれていますが、支給対象者が限られている為、個人情報保護の観点から金額の明示を省略しました。

役員、及び、その近親者との取引は、他に、重要性の高いものではありませんでした。

科目	財務諸表に計上 された金額	内、役員との取引	内、近親者及び 支配法人等との 取引
(貸借対照表) 長期借入金	2,400,000	2,400,000	0

財 産 目 録

(単位:円)

特定非営利活動法人 アイキャン (ICAN)

2024年4月30日現在

科 目 ・ 摘 要	金 額	
<b>I 資産の部</b>		
<b>1 流動資産</b>		
現金預金		
現金 (日本)	261,630	
普通預金 三菱UFJ銀行	3,016,780	
普通預金 楽天銀行	4,871,186	
普通預金 PayPay銀行	29,165	
普通預金 BPI銀行	53,600	
郵便振替口座 ゆうちょ銀行	310,024	
普通預金 CIB銀行 (フィリピン)	2,093,740	
現金預金 計	10,636,125	
棚卸資産		
フェアトレード商品 (日本)	233,748	
フェアトレード商品 (フィリピン)	623,625	
棚卸資産 計	857,373	
貯蔵品		
はがき	238,552	
切手	185,269	
商品券	111,358	
収入印紙	169,320	
貯蔵品 計	704,499	
立替金		
備品立替・回収手続き中(フィリピン関係者)	10,259	
仮払金		
スタッフ (フィリピン)	42,580	
前払金		
スタッフ (フィリピン)	173,492	
前払費用		
NTT 電話代(テレフォンカード前払分)	164,889	
未収入金		
受取助成金 入金処理待ち 3件	418,702	
事業収益 入金処理待ち 2件	1,133,824	
所得税過納付 還付請求済み	17,140	
建物賃借保証金の返金 (フィリピン)	138,847	
未収入金 計	1,708,513	
預け金		
電子マネー	135	
流動資産 計		14,297,865
<b>2 固定資産</b>		
車両 1台 (フィリピン)	1	
工具器具備品		
コンビ・オープン 1台 (フィリピン)	1,283,235	
保証金		
電子マネー(日本)	500	
ガソリン購入用保証金(フィリピン)	26,100	
保証金 計	26,600	
固定資産 計		1,309,836
資産の部 合計		15,607,701
<b>II 負債の部</b>		
<b>1 流動負債</b>		
未払金		
消耗品、他 経常経費 (日本)	122,553	
出張時航空運賃	79,290	
スタッフ給与、交通費 4月分、他 (フィリピン)	605,737	
未払金 計	807,580	
未払費用		
スタッフ給与、交通費 4月分 (日本)	1,016,204	
社会保険料 法人負担分 4月分	114,032	
消耗品、他 経常経費 (日本)	131,868	
未払費用 計	1,262,104	
預り金		

所得税	15,565		
住民税	11,400		
住宅HDMFローン、他（フィリピン）	6,143		
預り金 計	33,108		
前受金			
助成金 2024年度事業実施分 4件	5,904,168		
未払法人税等			
法人住民税 均等割 愛知県	21,000		
法人住民税 均等割 名古屋市	50,000		
未払法人税等 計	71,000		
流動負債 計		8,077,960	
2 固定負債			
長期借入金			
役員6名からの借入	2,400,000		
固定負債 計		2,400,000	
負債の部 合計			10,477,960
III 正味財産 計			5,129,741